

令和7年度 浜松市



国民健康保険(国保)とは

国保は、年金制度や介護保険制度と同じく社会保障制度の一つであり、県と市が保険者となって、加入者の皆さんが納める保険料と国からの補助金等により運営しています。

日本の医療保険制度は、病気やケガをしたとき、安心して医療が受けられるよう、すべての方が医療保険に加入する「国民皆保険制度」となっています。

資格確認書・資格情報のお知らせについて

令和6年12月2日より保険証の新規発行が終了となりましたが、発行済の保険証は、記載されている有効期限まで使用できます(最長有効期限:令和7年7月31日まで)。

氏名・住所・有効期限など記載事項に変更や更新があった場合、マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」、マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を交付します。また、「資格情報のお知らせ」につきましては、原則70歳未満の方には有効期限や負担割合等の記載はなく、記載事項に変更や更新が生じない限り、改めて交付はしません。そのため、失くさないよう大切に保管をお願いいたします。

なお、「資格情報のお知らせ」のみで医療機関等の受診はできませんので、ご注意ください。

令和7年8月1日の一斉更新以降は、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」のみとなります。

※マイナ保険証とは、健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードのことです。

国保に加入しなければならない方

浜松市内に住所がある方は、次の《国保に加入できない方》を除き、国保に加入しなければなりません。

《国保に加入できない方》

- ① 職場の健康保険(協会けんぽ・健保組合・共済組合など)に加入している方とその被扶養者
- ② 同業者の方たちで構成している国保組合に加入している方
国保組合(例:医師国保、建設国保等)は、世帯単位での加入となります。同一世帯内で市町村国保との重複加入はできません。同一世帯に国保組合員の方がいる場合は、原則として世帯員全員が国保組合に加入しなければなりません。
- ③ 後期高齢者医療制度に加入している方
- ④ 生活保護法の適用を受けている方
- ⑤ 児童福祉法により福祉施設などに入所している扶養義務者のいない児童

保険料

保険料は、下表の3つの区分ごとに医療分、後期支援金分、介護分を算出し、その合計額が令和7年度の年間保険料となります。

	所得割額 加入者全員分の「基礎となる 所得額(注1)×料率」	均等割額 (加入者1人につき)	平等割額 (1世帯につき)	限度額 (1世帯)
医療分	7.20%	25,000円	22,000円	66万円
後期支援金分	2.35%	11,000円	8,000円	26万円
介護分	1.90%	14,500円	—	17万円

(注1) 基礎となる所得額＝前年の総所得金額等(※)－基礎控除額(原則43万円)(0円未満は0とみなす)

※前年の総所得金額等:総所得金額及び山林所得の合計額。確定申告された特別控除後の分離課税所得[譲渡・株式・先物等]も含まれます。障害年金、遺族年金、雇用保険、退職所得は、基礎となる所得額に含まれません。

(注2) 未就学児(令和8年3月31日に6歳以下)の均等割額は令和4年度分から半額になりました。

医療分とは

0歳から74歳までの加入者の医療費等に充てられる保険料です。

後期支援金分とは

0歳から74歳までの加入者で後期高齢者医療制度を支援する保険料です。

介護分とは

40歳から64歳までの加入者で介護保険制度を支援する保険料です。
※65歳以上の方は、国保料とは別に、介護保険料として納めていただきます。

保険料決定通知書

年間保険料は毎年6月に決定し、保険料の納付義務者である世帯主あてに(注3)保険料決定通知書をお送りしてお知らせします。また、6月以降に次のような異動があった場合にも、保険料を決定・変更し、異動のあった翌月に世帯主にお知らせします。

- ① 国保に加入したとき・国保を脱退したとき
- ② 世帯主が変更になったとき
- ③ 世帯員の異動があったとき
- ④ 40歳になったとき(介護分が加算)
- ⑤ 75歳になったとき(後期高齢者医療制度に移行)
- ⑥ 所得金額に変更があったとき

(注3) 保険料の納付義務者は世帯主です。世帯主が国保に加入していなくても、世帯内に国保加入者がいる場合は、世帯主あてに通知されます。(国民健康保険法第76条)

保険料の納め方

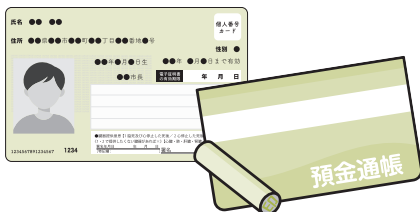
(1) 口座振替による納付

浜松市では、特別徴収（年金天引き）の方を除き保険料の納付は口座振替が原則です。

1年度分の保険料を10回に分けて、納期限に口座振替により納めていただきます。

期別ごとの納期限（口座振替日）	
第1期	6月30日（月）
第2期	7月31日（木）
第3期	9月 1日（月）
第4期	9月30日（火）
第5期	10月31日（金）
第6期	12月 1日（月）
第7期	1月 5日（月）
第8期	2月 2日（月）
第9期	3月 2日（月）
第10期	3月31日（火）
※上記の期別のほか、定期外の納期限のものについても口座振替を行います ・過年1期：4月30日（水） ・過年2期：6月 2日（月） ※月末が土・日・祝日のときは翌営業日が納期限となります	

口座振替開始期は、後日郵送します
「口座振替登録通知書」でご確認ください。



《口座振替の申込方法》

詳細は右のQRコードからご確認ください→
または各区役所及び各行政センター内の国保担当へ
お問い合わせください。



① ペイジー口座振替受付サービスでの申し込み

各区役所または各行政センター内の国保担当の窓口でキャッシュカードを使用して印鑑不要で申し込みができます。

○手続きに必要なもの

- ・資格確認書または資格情報のお知らせ
- ・口座振替を希望する対象金融機関のキャッシュカード
(世帯主もしくは同一世帯員で来庁者名義に限る)

○対象金融機関等は上のQRコードからご確認ください

② Webでの申し込み

インターネットから申し込みができます。
申し込み方法や対象金融機関等は右のQRコードから
ご確認ください→



浜松市HP
Web口座振替受付サービス

③ 金融機関での申し込み

市内に本店または支店のある金融機関窓口で「口座振替依頼書」に必要な事項を記入してお申し込みください。

○手続きに必要なもの

- ・資格確認書等記号番号が確認できるもの
- ・預貯金通帳 ・預貯金通帳届出の印鑑

(2) 特別徴収（年金天引き）による納付

次の①から③の要件すべてに該当する世帯は、原則として世帯主の年金から保険料を差し引いて納めていただきます。

- ① 世帯主が国保加入者で、世帯の国保加入者全員が65歳から74歳までである
- ② 世帯主が年額18万円以上の年金を受給している
- ③ 世帯主が介護保険料の特別徴収（年金天引き）対象者で、国保料と介護保険料の合計額が年金支給額（基礎年金部分）の2分の1以下である

※特別徴収となる世帯でも届出により口座振替を選択できる場合がありますので、ご希望の方は各区役所または各行政センター内の国保担当までご相談ください。

また、特別徴収の要件に該当していても、次のいずれかにあてはまる世帯は普通徴収（口座振替）となります。

- ・世帯主が年度の途中で75歳（後期高齢者医療制度）になる世帯
- ・世帯内の加入状況や所得状況の変更などにより保険料の変動がある世帯
- ・介護保険料の決定により、特別徴収（年金天引き）できる要件に該当しなくなった世帯

(3) 保険料が納期限内に納付されないと

- ① 法律の定めるところにより督促し延滞金を徴収します。
- ② 滞納処分（財産の差押等）の対象になります。
- ③ 限度額適用認定証の交付が受けられない場合があります。

保険料の軽減・減免

(1) 所得に応じた保険料軽減

4月1日（年度途中で新規加入した世帯は適用開始日）時点で下表に該当する世帯は、保険料が軽減されます。

令和6年中の世帯主と加入者の総所得金額等（注4）	軽減割合	軽減される保険料
43万円＋（給与所得者等の数（注5）－1）×10万円以下	7割	均等割額 平等割額
43万円＋（給与所得者等の数（注5）－1）×10万円 ＋（30.5万円×加入者数（注6））以下	5割	
43万円＋（給与所得者等の数（注5）－1）×10万円 ＋（56万円×加入者数（注6））以下	2割	

（注4）昭和35年1月1日以前生まれの方の公的年金等に係る所得は、15万円を差し引いた金額とします。また、専従者給与額は受給者の所得には含めず、支給者の所得に含めます。国保から後期高齢者医療へ移行された方の所得と、世帯主の所得（他の健康保険に加入している場合も）を含めます。分離課税の譲渡所得がある場合は特別控除前の所得です。

（注5）一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等所得者（年金等収入60万円超（65歳未満）又は125万円超（65歳以上））の数。（下線部分の計算は給与所得者等が2人以上の場合行います。）

（注6）国保から後期高齢者医療制度へ移行した方も含めます。

(2) 解雇・倒産等により離職した方（非自発的失業者）の保険料軽減

勤務先の倒産・解雇により離職（自己都合や定年退職を除く）した方は、届出によって保険料が軽減されます。

※雇用保険を受給されない場合は、軽減の対象外となります。

軽減対象者	雇用保険受給資格者証または資格通知の離職理由コードが下記に該当し、離職時に65歳未満の方
軽減内容	対象者の給与所得金額を100分の30として保険料を算定
軽減期間	離職日の翌日から翌年度末まで
離職理由コード	特定受給資格者：11・12・21・22・31・32
	特定理由離職者：23・33・34
届出窓口	各区役所または各行政センター内の国保担当、引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山の支所
届出に必要なもの	資格確認書等 雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知（全件版）（ハローワークで交付）

(3) 保険料の減免（保険料の納付が困難なとき）

次のような原因により、保険料の納付が困難になったときには減免を受けられる場合があります。納期限の7日前までに申請が必要となりますので、お住まいの区の区役所または行政センター内の国保担当へご相談ください。

- ① 生活困窮により保険料の納付が困難となったとき
- ② 失業、廃業、病気により著しく所得の減少があったとき
- ③ 災害等により住宅・家財の損失や損壊があったとき
- ④ 干ばつ、凍霜害による農業被害や不漁による漁業被害があったとき

※詳しいことは「国民健康保険料の減免に関する要綱」をご覧ください。

浜松市ホームページで公開しています。（サイト内検索で「国民健康保険料の減免に関する要綱」を検索してください。）

(4) 産前産後期間の保険料軽減（令和5年11月1日～の出産が対象）

出産を予定する国保加入者は、申請することにより出産予定月の前月（多胎妊娠の場合は3か月前）から出産予定日の翌々月の期間に係る所得割額と均等割額が減額されます。（出産後の申請も可）

(5) 後期高齢者医療制度移行に伴う保険料軽減

同一世帯の国保加入者が後期高齢者医療制度へ移行したため、国保に加入している方が世帯に一人となった場合、医療分と後期支援金分の平等割額を最初の5年間は半額、その後3年間は4分の1を軽減します。

(6) 被扶養者であった方に対する減免

職場の健康保険（国保組合を除く）に加入している方が後期高齢者医療制度に移行したため、その被扶養者だった65歳以上の方（旧被扶養者）が国保に加入した場合、申請することにより所得割額の全額と、均等割額の半額が減免されます。また国保加入者が旧被扶養者のみの世帯の場合、平等割額の半額も減免されます。

（均等割額と平等割額の減免は減免対象となった月から2年経過する月までの2年間に限ります。）

給付

病気やケガをしたときには、医療機関等の窓口でマイナ保険証または資格確認書を提示し、右表の自己負担分を支払うことで、医療を受けることができます。

また出産育児一時金、葬祭費、入院時食事療養費の支給もあります。

《マイナ保険証等を持たないで医療機関にかかったとき》

- ・旅行中（海外を含む）の急病やケガなど、やむを得ない理由でマイナ保険証または資格確認書を提示できず、医療費の全額を支払った場合は、医療機関から「診療報酬明細書」と「領収書」を受け取って、各区役所または各行政センター内の国保担当へ請求してください。保険診療による自己負担分を差し引いた額を支給します。
- ・医師が認めた治療用装具（コルセットなど）代等も自己負担分を差し引いた額を支給します。

区 分		自己負担	国保負担
70歳～74歳	一般	2割	8割
	現役並み所得者	3割	7割
小学校就学～69歳		3割	7割
小学校就学前		2割	8割

必要な手続き

次のようなときは、**14日以内**に各区役所または各行政センター内の国保担当窓口へ届け出てください。（転入など住民異動や戸籍の届け出が伴うときは、区民生活課等で手続きをしてください。）

	できごと	手続きに必要なもの	マイナ保険証 （マイナンバーカード・免許証・パスポートなど）
加入する 国保に するとき	○ 浜松市に転入した	転出証明書（交付されている場合）	マイナ保険証 （マイナンバーカード・免許証・パスポートなど）
	○ 職場の健康保険をやめた、またはその扶養家族でなくなった	脱退連絡票（健康保険資格喪失証明書）、マイナンバーを確認できる資料	
	◆ 生活保護を受けなくなった	生活保護廃止通知書、マイナンバーを確認できる資料	
	○ 子どもが生まれた	印鑑、世帯主名義の振込口座がわかるもの	
国保を脱退 するとき	○ 浜松市外へ転出した	（発行されている場合）該当する方の資格確認書	マイナ保険証 （マイナンバーカード・免許証・パスポートなど）
	○ 職場の健康保険に加入した、またはその扶養家族になった	該当する方の浜松市の資格確認書、マイナンバーを確認できる資料、加入した保険の資格内容が確認できる資料（職場の資格確認書または資格情報のお知らせまたは加入連絡票（健康保険資格取得証明書）等）	
その他	○ 住所、世帯主、氏名などの資格確認書等に記載する内容が変わったとき	すべての加入者の資格確認書、マイナンバーを確認できる資料	マイナ保険証 （マイナンバーカード・免許証・パスポートなど）
	○ 世帯を分けた・一緒にした		
	○ 資格確認書/資格情報のお知らせをなくした、汚して使えなくなった	使えなくなった資格確認書	
	◆ 修学のため住所を変更する	該当する方の資格確認書、マイナンバーを確認できる資料、事実を証明できる書類（学生証、在学証明書の写しなど）	
	○ マイナンバーカードの更新中、紛失等でマイナ保険証の利用ができない方	資格確認書の申請ができます。 ※マイナンバーカード本体については、区民生活課へお問い合わせください。	

※○印の手続きは、支所、市民サービスセンター（赤佐・龍山北を除く）、協働センター内窓口（西部・北部・南部・中部・雄踏・可美・細江・北浜南部・浜名を除く）及びふれあいセンター内窓口（二保・光明を除く）でも受け付けます。

（一部受け付けできない場合がありますので各区役所または各行政センター内の国保担当までお問い合わせください。）

※◆印の手続きは、各区役所または各行政センター内の国保担当、引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山の支所のみの受付となります。

※外国籍の方や1年以上届出が遅れた方は、各区役所または各行政センター内の国保担当課で受け付けます。

※マイナンバーを確認できる資料（マイナンバーカード、通知カード）が必要な手続きについては、世帯主と該当する方の資料をあわせてお持ちください。

※窓口に来る方が別世帯の代理人の場合、委任状が必要です。（同一世帯であれば不要です。）

※マイナンバーカードをお持ちの方は、国保脱退（国保以外の保険へ加入によるもの）・資格確認書等の再交付・マイナ保険証利用登録解除の手続きはオンライン申請ができます。詳細は右のQRコードからご確認ください。



（再交付）



（脱退）

お問い合わせ先 ※詳しくはお住まいの区の区役所または行政センター内の国保担当へお問い合わせください。

中央区役所内	保険年金課	☎ (053) 457-2216	浜名区役所内	長寿保険課	☎ (053) 585-1125
東行政センター内	保険年金担当	☎ (053) 424-0183	北行政センター内	長寿保険担当	☎ (053) 523-2864
西行政センター内	保険年金担当	☎ (053) 597-1166	天竜区役所内	長寿保険課	☎ (053) 922-0021
南行政センター内	保険年金担当	☎ (053) 425-1582	浜松市役所	国保年金課	☎ (053) 457-2887

40歳以上の加入者の皆さん！特定健康診査を受けましょう！！（40・50歳は無料です）※年齢は、年度内到達年齢です。

心臓病や脳卒中、糖尿病などの生活習慣病の早期発見・予防のための健康診査です。

【自己負担金：40・50歳 無料、41～49歳・51～69歳 1,500円、70歳以上 500円】

詳細は右のQRコードからご確認ください。

